

役員選出規程

第1章 総則

(目的)

第1条 定款第23条第1項の規定に基づき公益社団法人名古屋青年会議所（以下本会議所という）の次年度の理事候補者及び監事候補者の選出に関する事項はこの規程に定める。

2. 理事候補者は当該年度の理事長（以下理事長という）の指名による者並びに正会員かつ役員選出規程（以下本規程という）に定める理事候補者の選出における有権者による選挙によって選出される二者とする。なお、この選挙及び選出は本規程により執行する。

3. 理事長候補者並びに監事候補者の選出は代表理事選出委員を選挙した上、同委員において理事長候補者及び監事候補者を選出する間接選挙制とする。

(運用)

第2条 本規程は本会議所定款の趣旨に従って運用されなければならない。

第2章 選挙管理委員会

(設置)

第3条 代表理事選出委員並びに理事候補者の選挙の管理及び執行をするため、選挙管理委員会を置く。

(構成)

第4条 選挙管理委員会は委員長1名、委員4名から11名の定員12名以内とし、委員長は理事のうちから委員は正会員のうちから、理事長が毎年5月31日までに各々指名し、理事会の承認を得る。

(委員の任期)

第5条 選挙管理委員の任期は5ヶ月とする。ただし、理事会の決議により任期を延長することができる。

(委員長の職務)

第6条 委員長は選挙管理委員会の議事を整理し、委員会を代表する。委員長は委員中より委員長を代理する委員1名を指名する。

(議事)

第7条 選挙管理委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長がこれを決する。

(勧告)

第8条 選挙管理委員長は著しく不適当な選挙活動を認めた場合は、当該関係者から事情を聴取し、必要に応じて勧告をすることができる。

2. 選挙管理委員長は選挙執行後、遅滞なく前項の結果を理事会に報告しなければならない。

第3章 代表理事選出委員選挙

(選挙)

第9条 代表理事選出委員のうち8名は本章の規定により選出する。ただし、正会員のうちに理事長経験者が在籍の場合には上記定員よりその者を控除した人数（以下被選出者数という）を選挙する。

(選挙権)

第10条 選挙の行われる当該年度の1月1日現在の正会員は、代表理事選出委員の選挙権を有する。ただし、当該年度の5月31日までに会費の納入を遅滞している者を除く。

(被選挙権)

第11条 選挙の行われる当該年度の1月1日現在正会員であって、正会員歴を満3年以上有し、かつ理事又は監事の地位に2回以上就いたことのある者は代表理事選出委員の被選挙権を有する。ただし、当該年度の監事及び5月31日までに会費の納入を遅滞している者を除く。

(有権者名簿及び被選挙権者名簿の縦覧)

第12条 選挙管理委員会は正会員の資格を調査し、有権者名簿及び被選挙権者名簿を作成した上、6月20日までに5日間本会議所に備え付けて縦覧させなければならない。

(異議申出)

第13条 有権者名簿及び被選挙権者名簿に脱漏、又は誤載がある場合は、当該有権者において縦覧期間内に理由を記載した文書をもって選挙管理委員会に異議を申し出ることができる。

2. 異議申出があった場合、委員会は、速やかに調査し、異議を認めた場合、有権者名簿及び被選挙権者名簿への追加、或いは更正を異議申出日より5日以内にこれをなし、かつ遅滞なくその決定を告知しなければならない。ただし、縦覧期間経過後の異議申出は認めない。

(交付若しくは送付)

第14条 選挙管理委員会は被選挙権者名簿を選挙執行日の3日前までに到達するように有権者に交付若しくは送付しなければならない。

(選挙の執行)

第15条 選挙管理委員会は本規程第13条の有権者及び被選挙権者の名簿が確定した日から14日以内に選挙の執行をしなければならない。

(投票)

第16条 投票は有権者1名につき1票、被選挙者数の連記制とし、かつ無記名とし、有権者は投票日に指定された場所に、選挙管理委員会の立ち会いのもとで選挙人が直接これを投票するか又は郵送の場合は書留郵便によるものとし前日までの消印のあるものを有効とする。

(開票)

第17条 開票は、選挙管理委員会及び監事の立ち会いの上、これを行わなければならない。

(当選者の決定)

第18条 得票多数の上位被選出者数をもって、代表理事選出委員当選者とし、下位被選出者数を超えて同数得票者があるときは、会員歴の長い者より順次当選者を定める。

(当選者の通知)

第19条 選挙管理委員会は、当選者が確定したときは遅滞なく当選者の氏名を全正会員に通知しなければならない。

第4章 代表理事選出会議

(構成)

第20条 代表理事選出会議の定員は、前章の選挙により当選した被選出者数の委員及び正会員たる理事長経験者の合計8名と当該年度理事長1名の総計9名とし、選出された委員の欠員を生じた場合は補充しない。

(議長)

第21条 代表理事選出会議の議長は、理事長たる委員がこれに就任し、議長は会議の招集及び議事の整理をし、会議を代表する。

(準用)

第22条 本規程第5条、第6条、第7条、第8条の規定は代表理事選出会議に準用する。ただし、第6条の委員長は議長と読み替えて準用する。

(理事長候補者及び監事候補者の選出)

第23条 代表理事選出会議は本規程第19条の通知があった日から15日以内に、理事長が指名した理事候補者の中から次年度の理事長候補者を選出し諮問会議に提出して意見を求めなければならない。

2. 代表理事選出会議は第19条の通知があった日から15日以内に監事候補者を選出し諮問会議に提出して意見を求めなければならない。

(理事長候補者及び監事候補者の決定)

第24条 代表理事選出会議は、前条により選出された候補者につき、諮問後、2週間以内に諮問会議の答申を受けその内容を尊重し、理事長候補者及び監事候補者を決定するものとする。

(理事長候補者及び監事候補者の報告)

第25条 代表理事選出会議が理事長候補者及び監事候補者を決定したときは、速やかに理事会にその経過の報告を行わなければならない。

第5章 諮問会議

(設置)

第26条 代表理事選出会議の諮問機関として諮問会議を置く。

(構成)

第27条 諮問会議の委員は定員5名とし、理事長就任の経験を有する特別会員より順次過去に遡る5名の理事長経験者に代表理事選出委員決定後に委嘱する。

(答申)

第28条 諮問会議は、代表理事選出会議の諮問に対し1週間以内に答申をしなければならない。

(任期・議長の職務・議事の準用)

第29条 本規程第5条、第6条、第7条、第8条の規定は諮問会議に準用する。ただし、

第6条の委員長は議長と読み替えて準用する。

第6章 委員重任の禁止

(委員の重任の禁止)

第30条 選挙管理委員会、代表理事選出会議及び諮問会議の各委員はそれぞれ本規程の会議又は委員会の委員を重任することは出来ない。ただし、本規程記載の各会議又は委員会の委員を重任するおそれを生じた場合、優先順位は代表理事選出委員、諮問委員、選挙管理委員とする。

第7章 理事候補者の選出

(選挙並びに指名)

第31条 次年度の理事候補者の選挙及び指名は、本章の規定による。

(指名による決定)

第32条 次年度の理事候補者指名は理事長がこれを行う。

2. 理事長は指名された理事候補者の中から業務執行理事、常任理事それぞれの候補者を指名することができる。

(通知)

第33条 理事長は、本規程第32条第1項の理事候補者を決定した後速やかに投票人による選挙によって選出される理事候補者の数を定め選挙管理委員会に通知しなければならない。

(選挙による理事の被選挙権)

第34条 選挙の行われる当該年度の1月1日現在正会員歴満2年以上を有する本会議所の正会員であって、下記の要件を何れも満たす者は、理事候補者の被選挙権を有する。ただし、理事の地位に就いたことのある者並びに本規程第32条の理事候補者に指名された者は、これを除外する。

- (1) 本会議所の副委員長を経験した者（選挙の行われる当該年度現に就いている者を含む）
- (2) 本会議所の副委員長或いは本会議所から日本青年会議所（東海地区協議会、愛知ブロック協議会を含む）に出向し幹事以上の役職、または理事会の決議（毎年1月31日までに限る）によりこれらの役職と同等と特に認められた役職を2年度以上にわたり経験した者（選挙の行われる当該年度現に就いている者を含む）
- (3) 選挙の行われる当該年度の5月31日までに会費を納入した者
- (4) 前年度7月より当該年度6月までの例会の出席率が1/2以上の者

2. 理事候補者の被選挙権を有する者は、理事候補者選出選挙の立候補者（以下立候補者という）になることができる。

3. 立候補者になろうとする者は、選挙管理委員会の指定する書類を添えて、立候補する旨を文書にて選挙管理委員会に届け出なければならない。

4. 立候補者数が、選挙による理事候補者の定数以下であるときは、候補者名簿の確定により、全立候補者を当選者とする。

5. 選挙によって選出された理事候補者が、選挙による理事候補者の定数に満たない場

合又は辞退、当選無効その他の理由により定数に満たなくなった場合、理事長はその不足数の理事候補者を指名により決定することができる。

(選挙者・被選挙権・当選者の通知の準用)

第35条 本規程第10条、第12条、第13条、第14条、第17条、第18条、第19条の規定は、理事候補者の選出にこれを準用する。ただし、第10条の「代表理事選出委員」を「理事候補者」と読み替えるものとする。また、第12条の「6月20日」を「9月10日」と、第12条及び第13条ないし第14条の「被選挙者名簿」を「立候補者名簿」と、第18条の「被選出者数」を「選挙される理事候補者の数」、「代表理事選出委員」を「理事候補者」、「会員歴の長い者」を「会員歴の古い者、会員歴が同じ場合は年令の高い者」と、それぞれ読み替えるものとする。

また、第10条の準用における「理事候補者の選挙権」及び第12条の準用における「有権者」については、当該年度の7月10日までに当該年度理事長が下記の(1)(2)の内から選択し、選択された該当者もしくは条件を満たす正会員を理事候補者の選出における有権者とする。

- (1) 正会員全員
- (2) 当該年度理事会構成メンバー全員

(投票)

第36条 投票人は、選挙管理委員会の指定する日時、場所において選挙管理委員会立ち会いのもとで直接これを投票する。

2. 投票は、無記名で投票人1名につき1票とする。

3. 投票は、投票用紙又は電磁的記録に立候補者の内から理事長が投票当日までに決定する数の立候補者名を記入又は入力するものとする。

ただし、選挙管理委員会は、投票する立候補者名を記入又は入力する方法に換えて、相当な方法によって行うことを決定することができる。

(不在者投票)

第37条 有権者で下記の各号に掲げる事由により選挙の当日自ら投票所に行き投票することができない者の投票については、本規程第36条にかかわらず、選挙管理委員会が指定する期間内に、その指定し管理する場所において不在者投票を行わせることができる。

- (1) 有権者がやむを得ない用務、又は事故のため投票所のある市外に滞在中又は旅行中であるとき。
- (2) 選挙管理委員会が相当と認めたとき。

2. 不在者投票を希望する者は前項各号に該当する事由を、事前に選挙管理委員会に届出なければならない。

3. 不在者投票を行う者は、投票時において本規程第36条に基づき理事長の決定する数が未決定のときは、本規程第33条に基づき通知された数の記入欄を設けた投票用紙に、同数の立候補者名を優先順位順に記入して投票するものとし、その中から本規程第36条に基づき決定された数に満つるまでの順位の候補者の記載をもって有効投票とする。

ただし、本規程第36条第3項但し書の方法による選挙の場合には、立候補者全員の氏

名を記載した投票用紙に、優先順位に応じて、算用数字の1から本規程第33条に基づき通知された数までの算用数字を記載する方法によって投票を行うものとし、その中から、本規程第36条に基づき決定された数に満つるまでの順位の立候補者の記載をもって有効投票とする。

(投票日の変更)

第38条 天災その他避けることのできない事故により投票を行うことができないとき、選挙管理委員会は、更に期日を定めて投票を行わせることができる。ただし、その期日は当該選挙管理委員会において、少なくとも5日前に告示しなければならない。

(指名による理事候補者の決定)

第39条 理事長は、選挙により選出された理事候補者が決定した後、理事候補者を指名できる。指名を行う場合は、選挙により選出された理事候補者が決定した後、速やかに行うものとする。

(総会による承認)

第40条 本規程第24条により選任された監事候補者、本規程第32条及び第39条により指名された理事候補者及び選挙により選出された理事候補者は、役員選出総会による承認を得なければならない。

第8章 雑 則

(雑則)

第41条 有権者及び被選挙権者及び立候補者各名簿の記載事項、投票用紙の様式、その他選挙の事務手続に関する項は選挙管理委員会がこれを定める。

(疑義)

第42条 本規程に定めのない事項又は本規程の解釈について疑義を生じた場合は、理事長及び監事の意見を尊重して選挙管理委員会が専決する。

(改廃等)

第43条 本規程の改廃については、総会の決議による。

2. この規程に細則を定めるときは理事会の承認を得なければならない。

附則

本規程は平成11年1月1日より施行する。

本規程は平成14年1月1日より施行する。

本規程は平成16年7月10日より施行する。

本規程は平成23年1月1日より施行する。

本規程の変更は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

本規程は平成22年12月17日より施行する。

本規程は平成28年12月14日より施行する。

本規程は令和3年1月1日より施行する。